

証券コード 7077

2024年5月15日

(電子提供措置の開始日 2024年5月8日)

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目29番11号

京王プレッソイン池袋2F

株式会社A L i N K インターネット

代表取締役CEO 池田 洋人

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「A L i N K インターネット」又は「コード」に当社証券コード「7077」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、事前に郵送により、2024年5月29日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日(木曜日)午前10時
(受付開始は午前9時半とさせていただきます。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル 12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第11期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、下記の事項を記載しておりません。したがって当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【会社説明会開催のご案内】

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、株主総会終了後、同会場にて会社説明会を開催することいたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (条文省略)</p> <p>9. 不動産の賃貸</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. 太陽光等による発電及び売電</p> <p>(新設)</p> <p>11. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、運営受託、仲介及びコンサルティング業務</u></p> <p>10. <u>ビックデータを利用したソリューションの企画、設計、開発、運営、管理及び提供</u></p> <p>11. <u>ポイントサービスの運営に関する事業</u></p> <p>12. 太陽光発電設備等による発電及び売電</p> <p>13. <u>太陽光発電設備の売買、保守管理及びコンサルティング業務</u></p> <p>14. (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

当社の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	池田洋人 (1974年10月6日生) 再任	1997年4月 株式会社ハレックス入社 1999年10月 気象予報士取得 2002年5月 株式会社ウェザーライン入社 2003年6月 ヤフー株式会社 (現：LINEヤフー株式会社) 入社 Yahoo!天気情報プロデューサー 2005年6月 株式会社ありんく入社取締役COO 2013年3月 当社設立 代表取締役CEO (現任) (重要な兼職の状況) なし	815,900株
2	富田知尚 (1985年1月26日生) 再任	2008年4月 株式会社リクルート (現：株式会社リクルートホールディングス) 入社 グーグル株式会社 (現：グーグル合同会社) 入社 2016年10月 株式会社アトモス設立 代表取締役 2017年10月 当社 取締役CSOサービス統括部長 2023年3月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) なし	一株
3	高杉雄介 (1974年11月1日生) 再任	2004年12月 あずさ監査法人 (現：有限責任 あずさ監査法人) 入所 2009年12月 公認会計士登録 2014年2月 株式会社インベスターズ (現：株式会社robot home)入社 2018年3月 同社 常務取締役CFO経営管理本部長 2020年4月 株式会社Casa 取締役経営管理本部長 2022年12月 当社 入社 2023年3月 当社 コーポレート部長 2023年5月 当社 取締役CFO (現任) (重要な兼職の状況) なし	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	柴田幸夫 (1968年7月24日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1992年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2002年5月 UBS証券株式会社入社 2005年4月 株式会社ロケーションバリュー 取締役 2007年8月 オプトエナジー株式会社 取締役 2010年6月 ジン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2018年5月 株式会社エヌリンクス(現：株式 会社コレック) 社外取締役 2018年5月 当社 社外監査役 2019年2月 当社 社外取締役(現任) 2020年5月 株式会社エヌリンクス(現：株式 会社コレック) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社コレック社外取締役	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田幸夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柴田幸夫氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、客観的かつ公正な立場に立つて経営の監視と監督を行うことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3か月となります。
4. 当社は、柴田幸夫氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中途に同内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、柴田幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進む中で、個人消費の持ち直しをはじめ景気は緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、海外経済の不確実性や地政学リスクの高まりが景気を下押しする影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くインターネット広告市場におきましては、2023年のインターネット広告費は前年比107.8%の3兆3,330億円となり、継続的に成長を続けております（出典：株式会社電通「2023年日本の広告費」）。

このような状況の中、当社は“未来の予定を晴れにする”を経営理念として、天気予報専門メディア「tenki.jp」を一般財団法人日本気象協会との共同事業として運営しております。

tenki.jp事業においては、安定的なPV(ページビュー)数の増加とPV当たり広告単価の維持に取り組んでまいりました。

当事業年度における台風発生数17個は、前事業年度の25個と比べても少なく、過去10年間で最少となりました。また、2023年7月の東京都心で雨を観測していない日が連続25日間と記録的な長期間に及ぶなど、PV数が伸び悩む外部要因がありました。しかしながら、継続的なPV数の増加施策等により当事業年度のPV数は、前期比96.6%を維持し56億PVとなりました。

一方でPV当たり広告単価は、市況要因により依然として下落傾向が続き前期比89.4%となりました。なお、前事業年度にPV数の測定ツールのアップデートに伴い、測定基準の変更を実施いたしました。アプリのPV取得方法には仮定に基づく推定値を含んでいるため、第1四半期会計期間よりそれ以前に採用していた測定基準へ変更しております。この測定基準は、ユーザーの利用実態を下回る保守的な方法となるため、今後、精緻となる測定方法を新たに導入する予定であります。

費用面に関しては、将来の売上高及び利益の向上を目的として、新規事業を含めた新たな収益事業の構築に向けた人件費や開発費等の先行投資を行っております。

この結果として、当事業年度の売上高は609,962千円(前年同期比11.0%減)、営業利益90,324千円(前年同期比55.4%減)、経常利益91,522千円(前年同期比53.7%減)、当期純利益102,603千円(前年同期比26.8%減)となりました。

た。

なお、当社はtenki.jp事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- ② 設備投資の状況
当事業年度中において実施した設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度中において実施した資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2021年2月期)	第9期 (2022年2月期)	第10期 (2023年2月期)	第11期 (当事業年度) (2024年2月期)
売 上 高 (千円)	610,988	649,695	685,491	609,962
経 常 利 益 (千円)	215,084	215,310	197,879	91,522
当 期 純 利 益 (千円)	189,497	205,244	140,176	102,603
1株当たり当期純利益 (円)	90.13	96.42	65.95	57.17
総 資 産 (千円)	1,579,589	1,805,071	1,561,593	1,669,979
純 資 産 (千円)	1,476,065	1,686,795	1,488,733	1,591,471
1株当たり純資産 (円)	702.11	789.39	829.46	886.70

(注) 第10期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「未来の予定を晴れにする」を経営理念として、天気予報専門メディア「tenki.jp」を一般財団法人日本気象協会との共同事業として運営しております。AIやビッグデータ等の技術革新を背景に、気象情報と現実社会を結びつけた新たな価値を提供する「天気3.0」へ向けて、事業拡大を図り、競争優位性を創出することで持続的な成長を目指しております。

この目的を実現させるため、当社は以下の事項を重要な課題と認識し、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 「tenki.jp」の認知度向上

当社は、「tenki.jp」事業を主たる事業としており、「tenki.jp」のPV数を継続的に成長させていくことが重要であると認識しております。そのためには、当該サービスの認知度を向上させ、継続的に利用するユーザー数を増加させていくことが必要不可欠であります。そのために、マーケティングや広報活動等を強化・推進し、認知度向上を図ってまいります。

② cookie規制等に向けた対応

当社の売上高の大半は、アドネットワークによる運用型広告収入が占めており、広告単価の維持・向上を図るため広告のトレーディングデスク機能を内製化しております。

インターネット広告市場においては、プライバシー保護の目的のもと、個人情報取り扱いが厳格化されたことによるcookie規制等の動きがございます。一方で、Google等のインターネット・サービス事業者からは、従来のビジネスモデルを継続するための代替技術が提供されるため、インターネット・サービス事業者の動向を把握し、その技術情報にいち早く対応することで、市場における優位性を確保してまいります。

③ 新規ソリューションの提供

当社は、気象情報の一般消費者への提供だけではなく、気象情報と現実社会の連携を深めるための新規ソリューションの提供を検討しております。新たなメディアやソリューション事業を、当社単独での創出と日本気象協会と共同での取り組みの双方で推進してまいります。

④ 業務提携やM&Aの推進

当社は、「tenki.jp」事業の発展に加え、新たな収益軸を構築することは、重要な課題であると考えております。

そのため、他企業との業務提携やM&Aを積極的に推進し、非連続な成長を目指してまいります。

⑤ 人材確保及び組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて多様なバックグラウンドを持った優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。

そのため、積極的な採用を推進していく一方で、中長期にわたり活躍できる環境作りに取り組むとともに、組織力の強化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、今後、更なる成長を実現するためには、事業規模拡大に応じた内部管理体制の強化が必要と認識しております。

そのため、事業規模に合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

tenki.jp事業 一般財団法人日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」運営

(6) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区南池袋2-29-11 京王プレッソイン池袋2F

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	—	40.5歳	2年8カ月

(注) 上記にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,136,900株
(3) 株主数 1,840名
(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
池田洋人	815,900	45.45
松本修士	278,200	15.50
亀井友廣	51,000	2.84
一般財団法人日本気象協会	20,400	1.13
内田龍夫	16,600	0.92
A I Q u a k e 株式会社	14,000	0.78
河田健	11,600	0.64
飯田祐二郎	10,100	0.56
平松洋一	10,000	0.55
松本敦	9,300	0.51

(注) 当社は、自己株式342,068株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	株式会社ALiNKインターネット 第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月2日
新株予約権の数	1,130個
新株予約権の目的となる株式の数	67,800株 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	159円 (注) 1
権利行使期間	2019年10月20日から 2027年9月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外役員を除く。)1名 新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 66,000株

(注) 1. 2019年8月21日付で行った1株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の1個の一部行使は認めないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役又は使用人(以下「当社役員等」という。)の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。なお、新株予約権者が当社役員等の地位を失った後、再度当社役員等の地位を得た場合であっても、新株予約権の行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権者が所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合、その後、当該申し出た部分について新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決議により承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

	株式会社ALINKインターネット 第2回新株予約権
発行決議日	2023年3月14日
新株予約権の数	1,339個
新株予約権の目的となる株式の数	133,900株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	100円
権利行使時1株当たりの行使価額	1,019円
権利行使期間	2023年3月29日から 2033年3月28日まで
新株予約権の行使条件	(注)
割当先	取締役(社外役員を除く。) 2名 従業員 4名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値(以下、「終値」という。)の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも本新株予約権の割当日の終値に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	池田洋人	—
取締役	富田知尚	ビジネス開発部長
取締役CFO	高杉雄介	コーポレート部長
取締役	柴田幸夫	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社コレック社外取締役
常勤監査役	横小路喜代隆	日本シイエムケイ株式会社社外監査役
監査役	木村貴弘	木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士
監査役	田嶋清孝	田嶋清孝公認会計士事務所所長 株式会社スタサポ会計ラボ代表取締役 株式会社サウンドファン社外監査役 トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社社外監査役 株式会社Jiksak Bioengineering社外監査役 株式会社MJOLNIR SPACEWORKS社外監査役

- (注) 1. 取締役柴田幸夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役横小路喜代隆氏、木村貴弘氏及び田嶋清孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田嶋清孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役横小路喜代隆氏及び木村貴弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役横小路喜代隆氏、木村貴弘氏及び田嶋清孝氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額に定めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。

月額報酬（固定額の金銭報酬）のみをもって構成します。

取締役の報酬については、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、任意の報酬諮問会議の答申を経て取締役会で決定しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや報酬諮問会議からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

※当事業年度の報酬諮問会議は、社外取締役 柴田幸夫、社外監査役 木村貴弘、代表取締役 池田洋人で構成されております。

② 会社役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬等の額は、2019年8月21日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、上記報酬額とは別枠で、2017年10月2日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社ALINKインターネット第1回新株予約権1,750個を上限として付与する旨決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬等の額は、2018年5月28日開催の第5回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	73,980 (4,200)	73,980 (4,200)	— (—)	— (—)	5名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	14,150 (14,150)	14,150 (14,150)	— (—)	— (—)	5名 (5名)
合計 (うち社外役員)	88,130 (18,350)	88,130 (18,350)	— (—)	— (—)	10名 (6名)

- (注) 1. 当社には役員退職慰労金制度はありません。
2. 監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役における協議により決定しております。
3. 上記には前年の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- a. 社外取締役柴田幸夫氏は、ジン・パートナーズ株式会社代表取締役及び株式会社コレック社外取締役を兼職しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- b. 社外常勤監査役横小路喜代隆氏は日本シイエムケイ株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- c. 社外監査役木村貴弘氏は、木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- d. 社外監査役田嶋清孝氏は、田嶋清孝公認会計士事務所所長、株式会社スタサポ会計ラボ代表取締役、株式会社サウンドファン社外監査役、トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社社外監査役、株式会社Jiksak Bioengineering社外監査役、株式会社MJOLNIR SPACEWORKS社外監査役を兼職しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴田 幸夫	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
監査役	横小路 喜代隆	2023年5月就任後開催の取締役会15回、監査役会13回（何れも就任後の全て）に出席し、上場企業における管理部門及び常勤監査役としての経験、知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。
監査役	木村 貴弘	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験、その専門的知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。
監査役	田嶋 清孝	2023年5月就任後開催の取締役会15回、監査役会13回（何れも就任後の全て）に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験、専門的知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は2023年5月24日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査を退任いたしました。また、同株主総会で新たに三優監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人より作成及び提出された見積書について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容は、監査契約締結前に実施された予備調査に関する報酬額となっています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,561,308	流 動 負 債	72,812
現金及び預金	838,766	買掛金	13,629
売掛金及び契約資産	160,060	未払金	14,063
貯蔵品	3,290	未払費用	2,464
前払費用	13,785	未払法人税等	19,407
未収消費税等	48,416	契約負債	13,835
短期貸付金	490,873	預り金	2,847
その他	6,114	賞与引当金	2,400
固 定 資 産	108,671	株主優待引当金	4,163
有 形 固 定 資 産	18,335	固 定 負 債	5,696
建物	5,332	資産除去債務	5,696
機械及び装置	11,620		
工具、器具及び備品	1,382	負 債 合 計	78,508
投資その他の資産	90,336	(純資産の部)	
投資有価証券	0	株 主 資 本	1,591,337
長期前払費用	55,591	資 本 金	138,087
投資不動産	21,763	資 本 剰 余 金	173,304
繰延税金資産	7,244	資本準備金	135,087
その他	5,737	その他資本剰余金	38,216
		利 益 剰 余 金	1,618,400
		その他利益剰余金	1,618,400
		繰越利益剰余金	1,618,400
		自 己 株 式	△338,455
		新 株 予 約 権	133
		純 資 産 合 計	1,591,471
資 産 合 計	1,669,979	負 債 純 資 産 合 計	1,669,979

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		609,962
売 上 原 価		267,552
売 上 総 利 益		342,410
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		252,086
営 業 利 益		90,324
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,700	
為 替 差 益	1,571	
不 動 産 賃 貸 料	5,827	
そ の 他	657	10,755
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	9,558	9,558
経 常 利 益		91,522
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	59,734	59,734
税 引 前 当 期 純 利 益		151,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,398	
法 人 税 等 調 整 額	3,253	48,652
当 期 純 利 益		102,603

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月25日

株式会社A L i N Kインターネット
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥井 仁
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井上 道明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A L i N Kインターネットの2023年3月1日から2024年2月29日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月12日開催の取締役会において、株式会社エンバウムの全株式を取得し連結子会社化すること、また、2024年4月12日開催の取締役会及び2024年4月19日付の取締役会決議において、株式会社エンバウムの株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議した。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月12日開催の取締役会において、積立保険の解約を決議し、2025年2月期において特別利益54百万円(概算)を計上予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月1日

株式会社ALINKインターネット 監査役会

常勤社外監査役	横小路 喜代隆	印
社外監査役	木村 貴弘	印
社外監査役	田嶋 清孝	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル 12F
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
TEL 03-5954-1030 (代表)

池袋駅の各路線から会場までのご案内

JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より④メトロポリタン口改札をご利用ください。

その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より①南通路西改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ副都心線

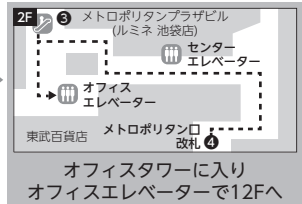
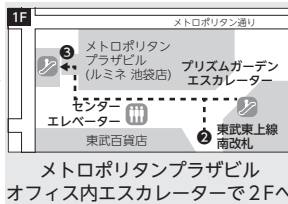
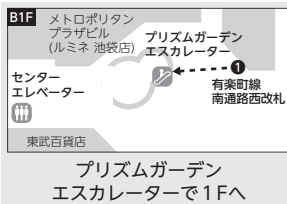
西通路東改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

東武東上線

東武線池袋駅構内より②南改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

西武池袋線

B1F改札より池袋駅コンコースを通り、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。



株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。